

各種手当制度をご存知ですか？

児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給する制度です。

■支給要件

中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。

■手当額（児童1人あたりの月額）

- ・ 3歳未満 15,000円
- ・ 3歳以上小学校修了前
（第1・2子） 10,000円
（第3子以降） 15,000円
- ・ 中学生 10,000円
- ・ 所得制限限度額以上（特例給付）
（一律） 5,000円

■手続き

出生や転入などにより資格が生じた場合は、「認定請求書」の提出が必要です。

なお、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

ただし、所得が一定額以上ある場合は、一部支給停止や全額停止となります。

■支給要件

次のいずれかに該当する子どもについて、母、父または養育者が監護等をしている場合に支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父または母が亡くなった子ども
- ・ 父または母が一定程度の障がいやを有する子ども
- ・ 父または母が生死不明の子ども
- ・ 父または母が1年以上遺棄している子ども
- ・ 父または母が裁判所からDVの保護命令を受けた子ども
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ・ 結婚によらないで生まれた子ども

■支給期間

児童が18歳に達する日以後、最初の3月31日まで。

特別児童扶養手当

精神または身体に障がいやを有する児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

ただし、所得が一定額以上ある場合は、支給されません。

■支給要件

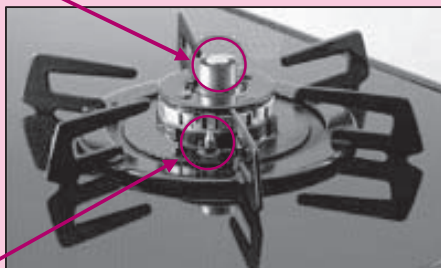
精神や身体に重度の障がいやを有する20歳未満の児童を監護、養育している方に支給されます。

※各手当の手続きについては、支給制限や添付書類等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■お問い合わせ

町民課住民グループ
☎01392-2-3131
（内線：124）

調理油過熱防止装置 鍋底の異常な過熱を感知し自動消火します



立消え安全装置 点火ミスや吹きこぼれなどで火が消えるとガスを自動的に遮断します

建物火災の原因は家庭用ガスコンロの割合が多く、その要因の中には、調理中、その場を離れてしまい、注意が行きとどかなくなってしまうことです。現在販売されている家庭用ガスコンロには「調理油過熱防止装置」と「立消え安全装置」が付けられています。また、より安全性を高めた「消し忘れ消火機能」「早切れ防止機能」「自動炊飯機能」「油温度調節機能」など、Siセンサーマークが表示されている製品も多くあり、省エネ効果も期待できます。古くなり、危険と思われる製品を新しく交換される時には、ご家庭に合わせた装置が付いているガスコンロへ交換されると、火災の予防にも有効です。

ガスコンロによる火災防止について

■お問い合わせ

渡島西部広域事務組合 木古内消防署 指導係
☎01392-2-2058

食品ロスを減らしてごみを減らしましょう

食品ロスはまだ食べられる食品が捨てられることです。

家庭では冷蔵庫等の中を確認してから買物に行き、外出時は適量を注文して残さず食べましょう。

- ・ 宴会では **3010運動** を推進しましょう。
さんまるいちまる
- ・ 乾杯後**30分**間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き**10分**前は、自分の席に戻って、料理を食べきりましょう
幹事さんはアナウンスすると効果的です。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131